

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十二号)

改正案 現行

(健康診断の方法等)
第十四条 法第二十四条第一項の規定により、献血者等につき行うべき健康診断の方法は、問診、視診、触診、聴診、打診、体温測定、体重測定、血圧測定、血色素検査及び血小板数検査とする。

(健康診断の方法等)
第十四条 法第二十四条第一項の規定により、献血者等につき行うべき健康診断の方法は、問診、視診、触診、聴診、打診、体温測定、体重測定、血圧測定、血液比重検査又は血色素検査及び血小板数検査とする。

2 (略)
別表第二(第十四条関係)

2 (略)
別表第二(第十四条関係)

採血の種類	基準	採血の種類	基準
二〇〇ml全血採血	一 一七歳未満の男子若しくは一八歳未満の女子又は六五歳以上の者(六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。) 二 一三 (略) 四 血液中の血色素量が一三g/dl未満の	二〇〇ml全血採血	一 一八歳未満の者又は六五歳以上の者(六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。) 二 一三 (略) 四 血液の比重が一・〇五三未満であり、かつ、血液中の血色素量が一二・五g/dl未満である者
四〇〇ml全血採血	一 一七歳未満の男子若しくは一八歳未満の女子又は六五歳以上の者(六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。) 二 一三 (略) 四 血液中の血色素量が一三g/dl未満の	二〇〇ml全血採血	一 一八歳未満の者又は六五歳以上の者(六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。) 二 一三 (略) 四 血液の比重が一・〇五三未満であり、かつ、血液中の血色素量が一二・五g/dl未満である者

	<p>男子又は一二・五g/dl未満の女子</p> <p>五〇一 (略)</p>	<p>血漿成分採血</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 血液中の血色素量が一二g/dl未満（赤血球指数が標準域にある女子にあつては、一一・五g/dl未満）である者</p> <p>五〇一 (略)</p>	<p>血小板成分採血</p>	<p>一 一八歳未満の者又は六五歳以上の男子（六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。）若しくは五五歳以上の女子</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>四 血液中の血色素量が一二g/dl未満である者</p> <p>五〇一四 (略)</p>
	<p>d1未満である者</p> <p>五〇一 (略)</p>	<p>血漿成分採血</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、血液中の血色素量が一二g/dl未満（赤血球指数が標準域にある女子にあつては、一一・五g/dl未満）である者</p> <p>五〇一 (略)</p>	<p>血小板成分採血</p>	<p>一 一八歳未満の者又は五五歳以上の者</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>四 血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、血液中の血色素量が一二g/dl未満である者</p> <p>五〇一四 (略)</p>